

なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス管理運営規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第六十八号

なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス管理運営規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、なら食と農の魅力創造国際大学校条例(昭和五十八年三月奈良県条例第十四号。以下「条例」という。)第十二条第一項、第十三条第三項、第十四条及び第十七条の規定により、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス(以下「セミナーハウス」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

**第二条** 条例第九条、第十条及び第十一条第二項に規定する知事の権限は、なら食と農の魅力創造国際大学校の副校長(以下「副校長」という。)に委任する。

(開館時間及び休館日等)

**第三条** セミナーハウスの開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、副校長は、必要があると認めるときは、これらを臨時に変更することができる。

2 副校長は、管理上必要があると認めるときは、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

(使用の申込み)

**第四条** 条例第九条第一項の規定によりセミナーハウス(宿泊室を除く。)の使用の承認を受けようとする者は、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス使用申込書(第一号様式)を副校長に提出しなければならない。

2 条例第九条第一項の規定により宿泊室の使用の承認を受けようとする者に係る使用の承認の手続については、副校長が定める。

(使用承認書の交付)

**第五条** 副校長は、前条第一項の規定による申込書の提出があつた場合において、適当と認め使用の承認をするときは、なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス使用承認書(第二号様式)を交付するものとする。

(使用料の納付)

**第六条** 条例第十二条第一項の規定による使用料の納付は、後納とする。ただし、副校長が必要と認めるときは、使用料の一部を前納させることができる。

(禁止行為)

**第七条** セミナーハウスにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- 二 セミナーハウス内の秩序を乱す行為をすること。
- 三 その他係員の指示に従わないこと。

(入館の禁止等)

**第八条** 副校長は、前条各号のいずれかに該当する行為を行い、又はそのおそれのある者に対して、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(指定管理者の指定に係る申請書等)

**第九条** 条例第十三条第三項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第三号様式)とする。

2 条例第十三条第三項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者が行う管理の基準)

**第十条** 条例第十四条の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開館時間及び休館日は、第三条第一項に定めるとおりとすること。
- 二 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 三 セミナーハウスの利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うこと。
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項第一号の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、第三条第一項の開館時間及び休館日を変更することができる。

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

(指定管理者に関する読替え)

**第十一条** 条例第十三条第一項の規定によりセミナーハウスの管理を指定管理者に行わせる場合についての第四条第一項及び第二項、第五条、第六条ただし書、第八条並びに次条の規定の適用については、第四条第一項及び第二項、第五条、第六条ただし書並びに第八条中「副校長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「副校長」とあるのは「知事」とする。

(その他)

**第十二条** この規則に定めるもののほか、セミナーハウスの管理及び運営に関し必要な事項は、副校長が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部を改正する条例(令和三年三月奈良県条例第六十四号。以下「改正条例」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

2 改正条例附則第二項の規定に基づき、施行日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第九条の規定の例による。

別表(第三条関係)

施設	開館時間	休館日
セミナールーム1、 セミナールーム2及 び調理実習室	午前九時から午後 九時まで	月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日)及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで
宿泊室	午前零時から翌日	

の午前零時まで

第1号様式（第4条関係）

<p>なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス使用申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>なら食と農の魅力創造国際大学校副校長 殿 指定管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">申込者 住 所 氏 名 (団体の場合には、その所在地及び 名称並びに代表者の氏名) 電話番号</p> <p>なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウスを使用したいので、次のとおり申し込めます。</p>	
使用目的	
使用内容	
使用日及び 使用区分	<p>年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分 午後</p> <p>年 月 日 ( 曜日) 午前 時 分 午後</p>
使用施設	セミナールーム ( ) ・ 調理実習室 (使用日ごとの使用施設は、別紙のとおり)
使用設備	要・否 (使用日ごとの使用設備は、別紙のとおり)
使用人数	人
使用責任者	住 所 氏 名 連絡先
備考	

注1 該当事項には、○印を付けてください。

2 「使用時間」の欄には、準備、後片付け等の時間も含めて記入してください。

3 「使用施設」及び「使用設備」欄の別紙には、使用日ごとの施設名又は設備名を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

<p style="text-align: center;">なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス使用承認書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様（殿）</p> <p style="text-align: center;">なら食と農の魅力創造国際大学校副校長 指定管理者</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付けで申込みのありましたなら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウスの使用については、次のとおり承認します。</p>	
使用目的	
使用内容	
使用日及び 使用区分	<p style="text-align: center;">年 月 日（ 曜日） 午前 時 分 午後</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p style="text-align: center;">年 月 日（ 曜日） 午前 時 分 午後</p>
使用施設	<p>セミナールーム（ ） ・ 調理実習室 （使用日ごとの使用施設は、別紙のとおり）</p>
使用設備	<p>要・否 （使用日ごとの使用設備は、別紙のとおり）</p>
使用人数	人
使用責任者	<p>住 所 氏 名 連絡先</p>
使用料又は 利用料金	円
備考	

承認条件

第3号様式（第9条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
連絡先

なら食と農の魅力創造国際大学校条例第13条第3項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。